

特定事業所集中減算に関するQ & A（島根県）

平成28年6月1日現在

問1 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったが、4月1日より通所介護から地域密着型通所介護に移行した事業所については、様式1（判定状況書1）及び様式2（判定状況書2）のサービスの種類について、通所介護と地域密着型通所介護に分けて記載する必要があるか。

答

分けて記載する必要があります。

ただし、平成28年4月1日以降平成30年3月31日（次回介護保険制度の改正が平成30年度のため）までの間に作成される居宅サービス計画については、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えないこととされています（平成28年5月30日付 厚生労働省老健局振興課 事務連絡）。

問2 1人の利用者がA法人の運営する訪問介護事業所とB法人の運営する訪問介護事業所を利用している場合は、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の件数は2件とするのか。

答

1人の利用者がA法人、B法人が運営するそれぞれの訪問介護事業所を利用している場合でも、訪問介護が位置付けられた居宅サービス計画の件数は1件となります。

一方で、様式1（判定状況書1）及び様式2（判定状況書2）のサービス事業所開設法人名には、A法人とB法人の名称を記載した上で、それぞれ1件と記載してください（訪問介護以外のサービスについても同様の取扱とする。）。

問3 居宅介護支援事業者が適切なケアマネジメントを実施し、利用者のニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための支援ができる指定居宅サービス事業所等を検討した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合には、指定居宅介護支援事業者は、通常の事業の実施地域内等における指定居宅サービス事業所等の内容等を利用者及びその家族に適切に情報提供した上で、利用者の希望を勘案した結果、当該指定居宅サービス事業所等を選択したことが分かるよう、指定居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に関する申請書（様式4）に紹介率最高法人が運営する指定居宅サービス事業所等を利用する利用者に係る居宅サービス事業所等の選択に関する理由書（様式6）を添えて提出することとされている。

- (1) 様式6は、紹介率最高法人が運営する指定居宅サービス事業所等を利用する利用者全員分のものが必要か。
- (2) また、判定期間のたびに、同一の利用者からあらためて署名をもらった上で提出しなければならないものか。

答

- (1) 紹介率最高法人が運営する指定居宅サービス事業所等を利用する利用者全員の理由書（様式6）を提出してください。
- (2) 同一の利用者が紹介率最高法人の運営する指定居宅サービス事業所等を継続して利用している場合にあつては、判定期間ごとに、あらためて理由書（様式6）を提出する必要はなく、これまでの理由書の写しを提出すればよいものとします。ただし、当該利用者が判定期間中にこれまで利用していた指定居宅サービス事業所等とは別の指定居宅サービス事業所等を利用することとなった場合で、当該指定居宅サービス事業所等が紹介率最高法人の運営する指定居宅サービス事業所等に該当するときは、あらためて理由書（様式6）を作成し、提出する必要があります。

問4 紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合の正当な理由の範囲に、「①居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所等が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合」とあるが、例えば、同一法人（紹介率最高法人）がA訪問介護事業所とB訪問介護事業所を運営しているときは運営している法人数は1つであるため、1とカウントして良いのか。

答

法人の数ではなく、事業所の数をカウントしてください。

したがって、上記の例では、法人（紹介率最高法人）の数は1つであっても、事業所の数は2つ（A訪問介護事業所とB訪問介護事業所）となります。また、指定居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に関する申請書（様式4）の「1 通常の事業の実施地域内のサービス事業所数が5事業所未満の場合」の表には、該当の指定居宅サービス事業所等（上記の例では、A訪問介護事業所とB訪問介護事業所）の名称と所在地をそれぞれ記載してください。

なお、この度、様式4の「1 通常の事業の実施地域内のサービス事業所数が5事業所未満の場合」の表の記載内容を改正しましたので、併せてご確認ください。